

議第163号

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年11月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県警察関係事務手数料条例（平成12年滋賀県条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第6(1)の項中「銃砲または」を「銃砲等または」に改め、同項ア中「基づく」の右に「猟銃または空気銃の所持の」を加え、同項中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査

6,800円（当該申請を行う者が同時に他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査にあつては、4,300円）

別表第6(3)の項ア中「ならびに」を「および」に、「および」を「または」に改め、同項の次に次のように加える。

(3)の2 法第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会の受講料

ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者に対する講習会

3,000円

イ その他の者に対する講習会

6,900円

別表第6(6)の項中「銃砲」を「銃砲等」に改め、同表(9)の項中「または空気銃」を「もしくは空気銃またはクロスボウ」に改め、同項ア中「伴う場合」を「伴う法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃または空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査」に、「他の法第7条の3第1項」を「他の同項」に改め、「基づく」の右に「猟銃または空気銃の所持の」を加え、同項イ中「伴わない場合」を「伴わない法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃または空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査」に、「他の法第7条の3第1項」を「他の同項」に改め、「基づく」の右に「猟銃または空気銃の所持の」を加え、同項中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 新たな許可証の交付を伴う法第7条の3第

7,200円（当該申請を行う者が同

1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査

時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査および当該申請を行う者が同時に法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,800円)

別表第6(9)の項に次のように加える。

エ 新たな許可証の交付を伴わない法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査

6,800円(当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査および当該申請を行う者が同時に法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,400円)

別表第6に次のように加える。

(16) 法第9条の16第1項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査の手数料

9,300円(当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に係る審査にあつては、5,600円)

付 則

この条例は、令和4年3月15日から施行する。